

答申第25号
平成12年3月29日

兵庫県知事 貝原俊民様

公文書公開審査会
会長 西山 要

公文書の部分公開決定に係る異議申立てに対する
決定について（答申）

平成9年1月23日付け諮問第156号で諮問のあった下記の公文書に係る標記のことについて、別紙のとおり答申します。

記

工場設置届出書の提出について（平成8年9月27日付け 第133-1号）のうち、

1 工場設置届出書中

月間生産量、水量、水源及び使用量並びにばい煙等の種類及び量並びにばい煙等の処理施設等の種類及び能力

2 工場設置届出書に添付された

製品比較表 測定結果報告書 設備配置図 炉配置図 燃烧炉図 熔解炉図及び反射炉図

(別紙)

答 申

第1 審査会の結論

「工場設置届出書の提出について(平成8年9月27日付け 第133-1号)」を部分公開とした決定のうち、異議申立てのあった情報は、公開すべきである。

第2 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「工場設置届出書の提出について(平成8年9月27日付け 第133-1号)」(以下「本件公文書」という。)の公開請求に対して、実施機関が平成8年10月30日付けで行った部分公開の決定(以下「本件処分」という。)において非公開とされた情報のうち、次の情報(以下「本件情報」という。)について、取消しを求めるというものである。

(1) 工場設置届出書中、

月間生産量、水量、水源及び使用量並びにばい煙等の種類及び量並びに処理施設等の種類及び能力

(2) 工場設置届出書に添付された

製品比較表 測定結果報告書 設備配置図 炉配置図 燃烧炉図 熔解炉図及び反射炉図

2 異議申立ての理由

異議申立人が異議申立書において述べている異議申立ての理由は、次のように要約される。実施機関は、本件処分において本件情報を非公開とした根拠を、公文書の公開等に関する条例(昭和61年兵庫県条例第3号。以下「条例」という。)第8条第2号に該当するとし、その理由を「法人等又は事業を営む個人の経営上の秘密に関する情報であって、公にすることにより当該法人等又は事業を営む個人の公正な競争上の利益が損なわれると認められるものが記録されているため」としているが、次の理由により、これは本件処分において本件情報を非公開とする根拠及び理由とはならない。

(1) から までの情報は、事業の生産能力、排水、ばい煙の質と量を示す事項である。有害物質が十分な処理を経ずに放出されれば、環境に多大な負荷を与える要因となり、人の生命、身体若しくは健康に危害を及ぼすおそれが大いにある。また、本件処分に係る公文書を実施機関に提出した法人(以下「本件法人」という。)は、本件公文書に係る工場(以下「本件工場」という。)の設置を計画している地域とは別の地域において、既に公害問題を起こしていることから、本件工場が設置されれば、同様に公害問題を起こす可能性が高い。

したがって、 から までの情報は、条例第8条第2号中括弧書の部分(以下「条例第8条第2号括弧書」という。)のうちの前半の部分(人の生命、身体若しくは健康に危害を及ぼすおそれのある事業活動)に該当し、公開すべきものである。

(2) から までの情報は、廃自動車のエンジンプロックを熔解するための図面であると思料される。これらの図面を作成したメーカーによると、溶解炉の構造には、その燃料によ

って灯油バーナー方式と廃タイヤ燃焼方式の二通りの方式があるとのことであるが、異議申立人は、本件公文書には、廃タイヤ燃焼方式の溶解炉図が添付されていたとの情報を得ており、その事実を確かめたいと考えている。

廃タイヤを焼却して燃料とすることは、リサイクルに名を借りた悪質な産業廃棄物処理行為である。

したがって、 から までの情報は、条例第8条第2号括弧書のうちの後半の部分（人の財産若しくは生活に重大な影響を及ぼす違法若しくは著しく不当な事業活動に関する情報）に該当するので、公開すべきものである。

第3 実施機関の説明要旨

実施機関が非公開理由説明書その他の関係書類において述べている説明は、次のように要約される。

1 本件公文書の性格及び概要について

(1) 工業立地の適正化に関する条例（昭和46年兵庫県条例第64号。以下「工業立地条例」という。）では、工場用地が1,000平方メートル以上である工場を設置しようとする者は、当該工場用地の取得前又は当該工場の設置のための工事の開始の日の90日前までに、市町長を経由して、知事に対して届出書を提出することを義務付けている（工業立地条例第10条第1項）。

また、知事は、届出があった場合には、環境の保全と創造に関する条例（平成7年兵庫県条例第28号。以下「環境条例」という。）等他の法令に基づく許認可事項等について、当該届出を行った者が関係機関との調整を行っているかを確認するとともに、管轄の保健所から当該届出の内容について意見を聴いた上、当該届出をした者に対して必要な指導を行うことになっている。

なお、当該届出は、工場の予定、計画段階での事項を記載したものであるから、届出をした者が工場設置を進めていくに当たっては、当該届出事項に関して、別途関係法令に基づく具体的な手続を経て、それぞれの所管庁の完了検査等を受ける必要がある。

さらに、上記関係法令の手続等が終了し、工場が完成した段階で、当該届出に係る工場を設置した者は、知事に対して、工場完成届出書を提出することとなっている（工業立地の適正化に関する条例施行規則（昭和46年規則第77号）第7条）。

(2) 本件公文書は、工業立地条例第10条第1項の規定に基づき、工場設置を予定している本件法人から平成8年9月20日付けで 町長に提出されたものを、同町長がこれに対する意見を付して同月27日付けで実施機関に提出したものである。

2 条例第8条第2号本文の該当性について

本件工場は、アルミニウムを廃自動車のエンジンブロックから鋳出する施設である。そして、本件情報は、いずれも本件工場の生産のプロセス又は生産能力に関する情報であるとともに、生産過程において使用する製品、機器、設備等を詳細に示すものである。

特に、 から までの情報については、これを作成した法人の専門的知識と技能を有する技術者等が、その知識、技能及び経験を駆使して作成したものであるので、作成者のノウハウないし創意工夫に関する情報であるといえることができる。

したがって、これらの情報は、法人の経営上の秘密に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の公正な競争上の利益が損なわれるものが記録されていると認められる。

以上から、本件情報は、条例第 8 条第 2 号中括弧書を除いた部分（以下「条例第 8 条第 2 号本文」という。）に該当する。

3 条例第 8 条第 2 号括弧書の該当性について

条例第 8 条第 2 号括弧書は、「(人の生命、身体若しくは健康に危害を及ぼすおそれのある事業活動又は人の財産若しくは生活に重大な影響を及ぼす違法若しくは著しく不当な事業活動に関する情報を除く。)」と規定している。そして、この規定は、このような情報が記録されている公文書については、法人等又は事業を営む個人の利益を事実上害すると認められる情報が記録されていても、事業を営むものの社会的責任という観点から、公開する旨を明らかにした趣旨と解される。

しかしながら、本件工場は、アルミニウムをリサイクルする施設であり、このような工場を設置して事業活動を行うこと自体は、違法又は不当な事業活動でないことは明らかである。また、実際に工場を設置する場合には、関係法令の規制等に適合するように設置されることとなり、必ずしも事前の届出である工場設置届出書のとおり設置されるものではないので、本件工場設置届出書の内容から、本件工場が条例第 8 条第 2 号括弧書に該当する事業活動を行うと認定することはできない。

以上から、本件情報は、条例第 8 条第 2 号括弧書には該当しない。

第 4 審査会の判断

1 本件公文書の概要及び性格について

本件公文書は、本件法人が、 町内に廃自動車のエンジンプロックからアルミニウムを鋳出する工場を設置するに当たり、工業立地条例第 10 条第 1 項の規定により、 町長を経由して実施機関に提出された工場設置届出書等である。

また、本件公文書のうち、非公開とされた本件情報は、本件工場の生産能力、設備等に関する情報である。

2 条例第 8 条第 2 号本文の該当性について

(1) 実施機関は、本件情報を、条例第 8 条第 2 号本文に該当し、かつ、同号括弧書には該当しないとして非公開としている。ところで、同号括弧書の該当性の判断の要否は、本件情報が、同号本文に該当することが前提となることから、まず、条例第 8 条第 2 号本文の該当性について判断する。

(2) 条例第 8 条第 2 号本文は、「法人その他の団体（国及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の正当な利益を害すると認められるもの」が記録されている公文書は公開しないことができると規定しており、これは法人等又は事業を営む個人の事業活動上保護されるべき正当な利益の侵害の防止を目的とした趣旨と解される。

(3) 以下、本件情報について、個別に検討する。

ア の情報は、いずれも本件工場の生産能力を示す情報であるとともに、生産過程において使用する機器、設備等を示す情報ではあるが、法人の経営上の秘密に関する情報に該当するほど詳細なものであるとは認められない。

したがって、 の情報は、公にすることにより、当該法人の公正な競争上の利益を損なうとは認められないので、条例第 8 条第 2 号本文には該当しない。

イ の情報は、本件法人が本件工場において燃料として使用する予定の灯油について、灯油業者が、その種別ごとに灯油の成分等の分析を行ったものではあるが、同情報の入手経路について精査したところ、本件法人は、これを当該灯油業者から直接入手したのではなく、卸売業者等を介して入手したものであることが確認できた。

そうすると、 の情報は、たとえ灯油業者が専門知識等を用いて作成した情報であっても、本件法人が同情報を、当該灯油業者以外のものから入手している事情を考慮すると、同情報はこれを作成した灯油業者として、公開されないように厳密に管理しているものとは考えられないので、当該灯油業者にとって、経営上の秘密としなければならないほどのノウハウや創意工夫があるとは認められない。

したがって、 の情報は、条例第 8 条第 2 号本文には該当しない。

ウ の情報は、本件法人が使用する予定である機械と同型の機械を既に使用している別の法人が、ばい煙の発生等の測定を業とする法人に依頼して、当該機械を使用することによって発生するばい煙等の分析を行ったものである。

そうすると、 の情報は、たとえ測定を行った法人のノウハウに関する情報であっても、社会通念上、同情報は、営業目的で、一般に公開されることを前提に作成されたものであると考えられることから、測定を行った法人の経営上の秘密に該当する情報であるとは認められない。

したがって、 の情報は、条例第 8 条第 2 号本文には該当しない。

エ から までの情報は、本件法人が設置を予定している設備等の配置図であるが、これらの情報は、図面を作成した法人にとって、経営上の秘密に関する情報に該当するほどのノウハウや創意工夫が明らかになるほど詳細なものであるとは認められない。

したがって、 から までの情報は、条例第 8 条第 2 号本文には該当しない。

3 条例第 8 条第 2 号括弧書の該当性について

異議申立人は、本件情報がたとえ条例第 8 条第 2 号本文に該当するとしても、同号括弧書に該当するので公開すべきである旨主張しているものと思料されるが、上記 2 (3) のとおり、本件情報は、そもそも条例第 8 条第 2 号本文には該当しないものであることから、同号括弧書の該当性については、判断する必要はない。

以上から、「第 1 審査会の結論」のとおり判断するものである。

(参考)

審 査 の 経 過

年 月 日	経 過
9 . 1 . 2 3	・ 諮問書の受理
9 . 2 . 1 2	・ 実施機関の非公開理由説明書の受理
9 . 3 . 3 1 (第 7 3 回審査会)	・ 実施機関の職員から非公開理由等を聴取 ・ 審議
9 . 6 . 3 (第 7 4 回審査会)	・ 審議
1 2 . 3 . 1 3 (第 1 1 5 回審査会)	・ 審議
1 2 . 3 . 2 9 (第 1 1 6 回審査会)	・ 審議